

## 綾町介護人材確保事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、介護職員の技術や能力の向上を促進することにより、介護サービス事業所（以下「事業所」という。）の介護職員の確保及び定着率並びに事業所の質的向上を図るため、資格取得に必要な経費の一部を予算の範囲内で交付するものとし、その交付については補助金等の交付に関する規則（昭和43年綾町規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象者)

第2条 補助金の交付対象は、町税等の滞納がなく、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 町内において介護サービスを提供する事業所に勤務する者
- (2) 町内において介護サービスに介護サービス事業に従事することが見込まれる者
- (3) 町内に住所を有し、高等学校、専修学校、大学等の教育機関に在籍する者
- (4) 町内の高齢者施設
- (5) 町内の介護事業所

### (対象となる研修)

第3条 補助の対象となる研修及び資格は、次に掲げるものとする。

- (1) 介護職員初任者研修
- (2) 介護福祉士実務者研修
- (3) 介護福祉士
- (4) 介護支援専門員実務者研修
- (5) 介護支援専門員更新研修
- (6) 主任介護支援専門員研修
- (7) 主任介護支援専門員更新研修

### (補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、研修受講料及び教材費とし、参考文献、交通費及び宿泊費は除いた額とする。

- 2 町内の介護事業所及び高齢者施設が所属する介護職員の受講料を補助した場合は、同条第1項に規定する経費を補助の対象とする。

3 他の制度による補助金、助成金等の交付を受けている場合は、その交付を受けた額を除いた額とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、第3条に定める研修毎に受講者一人1回につき40,000円を上限とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を申請するときは、規則に定める補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 試験実施要項、研修等の内容がわかるもの
- (2) 対象経費の内容が確認できるもの
- (3) 就業証明書、内定証明書又は就業確約書
- (4) 他の補助金等の額が確認できるもの
- (5) その他、町長が必要と認めるもの

(交付決定)

第7条 町長は前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査した上で補助金等交付の可否を決定し、規則に定める補助金等交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(交付請求)

第8条 補助金交付の決定を受けた者が補助金の交付を受けようとするときは、補助交付請求を町長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 第7条に定める交付決定を受けた者は、研修終了後に次に掲げる書類を規則に定める補助事業実績報告書に添付し、町長へ提出しなければならない。

- (1) 研修実施者が発行した研修終了証明書等の写し
- (2) 研修費用として支払った費用の写し
- (3) 就業先の介護保険事業所の就業証明書

(補助金の支払)

第10条 町長は前条に定める実績報告書の内容を審査し適当と認めたときは、申請者に対して補助金の交付を精算払いで行うものとする。

(継続就労の確認)

第11条 町から直接補助金の交付を受けた者及び町内の高齢者施設、介護事業所を通じ補助金を受けた者は、2年以上本町の介護事業所で就労するものとする。

- 2 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けた日から起算して2年を経過した日から15日以内に就労先の介護事業所が発行した雇用証明書を町長に提出するものとする。ただし、第2条第3号に該当する者は除く。

(補助金の返還)

第12条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した補助金のうち当該各号に定める額の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な方法により補助金の交付を受けたとき。 補助金交付額の全額  
(2) 申請者が資格取得後2年以内に離職したとき。ただし、疾病その他やむを得ないと町長が認めた場合又は第2条第3号に該当する者は除く。

ア 1年未満の離職 補助金交付額の全額

イ 1年以上2年未満の離職 補助金交付額の1/2の額

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則 (令和4年9月30日告示第112号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行し、令和4年7月1日から適用する。

(この要綱の失効)

- 2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (令和6年1月24日告示第3号)

この告示は、公表の日から施行し、令和5年7月1日から適用する。